五、定期昇給制を制定せられ度し
回答　昇給必要と認めたるものは一年一回每年一月之を行ふ、特に優秀なるものは隨時昇給す、但し世間一般不況の際は之を停止することゝあるべし
六、勘定日に違算ありたる時は直ちに調査し當日支拂られ度し
回答　承認(以後當事者に注意せしむ)
七、工賃〆切日に各組責任者の持つ帳面に出來高(單位合計)歩合を明に記入せられたし
回答　承認(以後當事者に實行せしむ)
八、中元賞與は最低三日分(日給)以上與へられたし
回答　何時も出來る限り實行す、但し金額は工場主の裁量に任せられたし
九、八、九兩月は皆勤賞與は一ケ月三日半月一日分を支給せられたし
回答　一ケ月二日分、半月一日分本年は廿八日より實施す
十、工場工員傭入れの場合は職工側幹部に相談す
十一、先般昇給ありたるも外に技術優秀の割合賃銀安き者に昇給ありたし
回答　職工側幹部と直ちに調査の上再度昇給す、但し商工援助會を除く臨時工にも適用す

市原ポンプ爭議 圓滿解決す

蒲田第一支部善戰す

蒲田第一支部對市原ポンプ製作所爭議は工場側が暴力團を擁して彈壓的挑戰に出でたことから勃發するに至つたが、その後三十日間に至る爭議團の堂々たる戰に、工場側も遂にその頑速なる態度を改めたので、九月十五日警視廳調停課の調停により、爭議團の要求を左の如く承認し、圓滿なる解決を見た。(要求書は前號に掲載す)

解決條件

一、解雇者中二十二名の中五名を復職し解雇者十七名とす
二、會社側は右の解雇者に對し左の手當を支給す
(イ)豫告手當日給十四日分　(ロ)勤續手當勤續一ケ年未滿は日給三十日分を支給す以上一ケ年を增す每に十二日分を加算す　(ハ)特別手當日給六十日分宛
三、從業員側は木工一割五分、其他の職工一割の減給を認めること、但し幼年工は減給せず
四、會社は爭議團に對し金一封(千圓)を支給す
五、會社は將來職工を採用する場合は今回の整理職工に優先權を認めること

發生日　八月十五日　解決日　九月十五日　參加人員　五十一名(全員)　結果　有利

日蓄株式會社 待遇改善問題

平和裡に圓滿解決す
日蓄支部善處す

株式會社日本蓄音機商會從業員は現在、我が鐵工組合に加盟するものと、總聯合に加盟するものと、二派あるが七月十一日、兩組合は日蓄共同委員會を構成し、全從業員の總意による八ケ條の待遇改善並に最低作業日數協約破棄とを嘆願の形式を以つて會社に提出し、その後數回に亘る折衝により會社はその內五ケ條を認め、殘餘條項は八月五日迄回答延期を申入れた。共同委員會は之を認めたが八月五日に至るも會社は、社長旅行中なりの理由で確答しないので、全從業員側の意見は硬化する一方となり、宜しく獨自の手段により目的を貫徹すべきであるとするもの多數を占めるに至つた。かくて、共同委員會の報告會は從業員大會に變更され、改めて三十一項目の要求條項を決定し、之を更に共同委員會に一任することゝなつた。共同委員會は委任されたる條項に關して愼重な協議を重ね之を二十五ケ條に整理し、八月十三日十名の委員により八月十八日迄に回答さるべきを附して、提出した。

八月十八日となるや全員は、交渉不調に終れば罷業すべしと、戰備萬端を整へて、經過如何と待つたのである。然し、同日の會見は至極あつけなく終つた。即ち會社側は工場長並八田總監督であつたが、回答の內容は殆ど問題にならないので、共同委員會側は再考を要求し、十九日更に會見せんことを約したのである。

十九日會見は早朝に始められたが、徹宵の商議を續け、二十日午前八時に至つた。

この長時間の會見に於て、交渉の前途には多分の光明を認めらるることが出來た。

かくて、同會見に傍聽の形式で立會つてゐた坂田、伊藤の兩調停官に調停の勞を煩はしたので、兩氏は十九日、二十日兩日の會見の內容に基き、公平なる調停案を作製し、二十日夜共同委員會へ提示された。

同案を以つて完全なるものとは思はぬが、我等は互讓の精神により、同案を承認することゝなり、本爭議は罷業に至ることなく圓滿なる解決を見た。

解決條件

一、會社は從業員に對し從來支給したる割增制度を廢し、本給に繰り入るゝものとし、從來の本給につきなしたる支給率はその儘摘用す。
二、會社は日給貳圓五十錢未滿の者に付き定期昇給を年一回左の如く實施す。
イ、日給壹圓五十錢未滿　男七錢以上　女四錢以上
ロ、日給貳圓未滿　男四錢以上　女三錢以上
ハ、日給貳圓五十錢未滿　男參錢以上　女　なし
ニ、日給貳圓五十錢以上の者は拔擢昇給せしむ。
三、會社は解退手當を左の通り改正す
昭和三年十一月卅日迄の勤續者に對しては舊規定卽入社直後六ケ月間及昭和三年十一月卅日直前の六ケ月平均月收の二分ノ一に勤續年數を乘じ、昭和三年十二月一日以降の勤續年數を乘じ右兩者を加へ、前後通計したる勤續年限に應じ左の割增率を乘じたるものとす。
五年以上　貳割增
拾年以上　參割增
拾五年以上　四割增

(算式)　A＝入社當時一ケ月平均月收
B＝昭和三年五月三十一日より同十一月三十一日迄の六ケ月間平均月收
C＝退社直前最後の壹ケ年間の平均月收
X＝昭和三年十一月三十一日迄の勤續年限
Y＝在籍總年數
H＝在勤割增率

昭和三年十一月三十一日迄の解雇手當

$$\frac{A+B}{2}\times\frac{1}{2}\times x$$

昭和三年十二月一日以後の解雇手當

$$C\times\frac{2}{3}\times(y-x)$$

割增率を加へたる解雇手當の總額

$$(1\times y)\left\{\frac{A\times B}{2}\times\frac{1}{2}\times x+C\times\frac{2}{3}(y-x)\right\}$$

在勤五ケ年未滿のものに對しては前記算式により算出したる題以外に左の追加をなすものとす。

壹ケ年以上　貳ケ年未滿　日給十日分
貳ケ年以上　參ケ年未滿　日給八日分
參ケ年以上　四ケ年未滿　日給六日分
四ケ年以上　五ケ年未滿　日給四日分

豫告手當は最終日給十四日分を支給す
退職手當は在勤壹ケ年以上の者に支給し其額は解雇手當の二分の一とす。
四、即時本工に昇格せしむることを認む。
イ、涌算を承認す
ロ、工場監督一任
五、一等親死亡の際は三日間有給休業を許し左の通り香奠を送るものとす。
五ケ年以上在勤者　金拾圓
五ケ年未滿在勤者　金七圓
十二歲以下の小兒死亡の場合には以上の金額の半分とす。
葬儀納骨等の爲め遠隔の地に旅行したる場合には其の日數に三日間を加へたる期間は缺勤と看做さず。
同居せる二等親死亡の際は三日間の缺勤は之を許可す。但し日給は支給せず。
工人の結婚の際は金壹封を支給す。
六、左の建築物(イ)營繕部作業場　(ロ)工人食堂　(ハ)修繕部作業部　(ニ)「ポリシ」部作業部　(ホ)自轉車置場の擴張　(ポンプ三臺)　(ヘ)面會所新設　(ト)機械部方面に喫煙所新設は各々逐次施行す
七、工賃支拂日を變更する件に關しては、
(イ)工賃は月末の前日に支拂ふ
(ロ)年末賞與は十二月二十日支給
八、就業日數は一ケ月二十五人以上なることの要求に關しては
所定作業日に出勤したる工人の受くる賃金は其月の所定作業日數に賃金を乘じたる金額以上なることを會社は同意す。
一ケ月の作業日數は其月の總日數より左の日數を差引きたるものとす。
日曜日　祭日は各一日
土曜日は半日
九、四大節を公休とし日給全額支給の要求に關しては
四大節に對し金五十錢宛の酒肴料を支給す。
十、皆勤賞與を左の如く改正すること
(イ)皆勤賞與は十二月より五月迄六月より八月迄、九月より十一月迄の四期に區別し各一ケ月の皆勤に對する割合は日給の六割とし各期間の三ケ月を通じて皆勤したる場合は最終の月に十八割を支給す。
(ロ)「一回づゝの遲刻早退を承認せよ」の要求は承認せず。但し內規とす。
十一、就業規定の變更要求に關しては左の如く變更す。
(イ)出勤時間は午前六時五十五分とす
(ロ)午前午後の休憩時間の復活要求については復活せず
(ハ)中食時間を一時間とし退場を三十分延期す。但し(ハ)は六月十五日より九月十五日まで
十二、衞生設備を徹底すること
十三、請負者の日給を常備者と同率とするの要求に對しては、第二項を適用して昇給せしむ
十四、「レコード」檢査及「プレス」部の常備者を他部內同樣に就業せしむることの要求に關しては、第八項の規定適用により消滅。
十五、各作業場に應じ適當なる衣類又は用品を支給す。
十六、消耗品の支給に就ては善處す。
十七、不完全なる機械は完備を期す。
十八、消防隊詰所の新設並待遇改善に關する要求に對しては
詰所は適當の場所に移轉することゝし待遇改善に就ては實施を期す。
十九、汽鑵部の待遇に關しては
(イ)汽鑵掃除手當二割支給
(ロ)休憩時間に對して支給
(ハ)浴室の設置不認
二十、定期工には花見手當酒肴料等は本工同樣に待遇し、定期滿了の時は金一封を與ふ。
二十一、女子生理的期間に對する公休要求に關しては、相當なる仕事を與ふる(內規に含む)こととす。
二十二、健康保險組合設置に關しては調査を進めて善處し、傷病手當等は會社に於て之を立替ふ。
二十三、年一回家族慰安會を開催す。
二十四、工人食堂の管理を日蓄共同委員會に移讓する要求に對しては
調査委員を設け改善に努力す
二十五、今回の問題に關しては一切犧牲者を出す意志なし。
本調停條件は昭和七年八月二十六日より之を行ふ。

佐倉金庫 待遇改善問題

圓滿裡解決す

横濱市神奈川區鶴屋町二ノ十七株式會社佐倉金庫店横濱工場は資本金百萬圓、從業員八十五名(臨時工とも)を擁し、金庫及銅製家具を製造してゐる。從業員中五十名は昭和五年神奈川鐵工組合、港北支部を創立し、現支部長は立石繁太君である。

九月十九日　支部幹部會を開き工場へ嘆願書を提出するに決し、午前九時半、左の嘆願書を齋藤工場長に提出した。

嘆願書

一、今後の作業制度を完備制度に變更せられ度し、不可能の場合は總聯合請負に變更せられ度し
二、請負制度の場合常備賃銀喰込の時は會社は常備賃銀全額を負擔せられ度し
三、今後請負作業の場合は原則として請負單價を作業前に協定せられ度し
四、工具は會社に於て負擔せられ度し
五、會社は左の解退職手當制度を制定せられ度し
イ、勤續一ケ年未滿の者　日給三十日分
ロ、以上一ケ年を增す每に日給十六日分
ハ、右は解職の場合全額を支給し、退職の場合は百分の六十を支給せられ度し
但し勤續年數は從業員の當工場入所當時に遡り起算すること
六、會社は日本勞働總同盟を公認せられ度し

以上の嘆願書を提出と共に同夜は再び、支部幹部會を開き、問題の最惡化の場合を豫想して、準備を整ふることを決議した。

二十四日の午前九時半、組合代表近藤武男由良高一郎兩君支部聯代表齋藤勇君及び從業員代表として、立石、山本、吉屋、近藤、鹽塚外五君が齋藤工場長と面會交渉に入つた。二十六日第二回交渉に於て會社は嘆願書に對して